

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州政府、州外からの入州に際し入州証 (Queensland Entry Pass) の取得を義務化 (7月23日 (金) 午前1時より施行)

2021年7月24日  
在ブリスベン総領事館

- クイーンズランド (QLD) 州政府が、7月23日 (金) 午前1時以降、州外からの入州に際し入州証 (Queensland Entry Pass) の入州3日前の取得を義務化。
- 感染状況に応じて州外 (ニュージーランドを含む) を区分けしている、緑区域 (規制なし)、オレンジ区域 (感染確認場所)、赤区域 (ホットスポット)、青区域 (NSW 州境地域) の4区域それぞれの入州規制の詳細を発表。
- ニューサウスウェールズ (NSW) 州との州境地域 (NSW Border Zone) から入州する場合は、州境地域往来入州証 (X Pass) 取得が必要。

1 QLD 州政府は、7月23日 (金) 午前1時以降、感染状況に応じて州外 (ニュージーランドを含む) を区分けし、緑区域 (規制なし)、オレンジ区域 (感染確認場所: 入州後に隔離が必要)、赤区域 (感染多発地域 (hotspot): 州民以外は原則入州禁止)、青区域 (NSW 州境地域: 詳細は下記2のとおり) の4区域それぞれの QLD 州への入州規制の詳細を発表しました。QLD 州民を含め入州する場合には、入州の3日前に入州証 (Queensland Entry Pass) の申請・取得が必要です。

2 QLD 州及び NSW 州境地域 (NSW Border Zone: 青区域) に居住する者で、かつ認められた目的のためである場合、及び、入州する過去14日の間に NSW 州境地域以外のホットスポット (赤区域) に滞在していない場合に限り、特別の入州証である州境地域往来入州証 (X Pass) を申請・取得し、入州することが認められます。なお、入州証取得後、指示内容をすべて読むと共に、印刷乃至電子媒体で常にアクセス可能とする必要があります。

○本件詳細に関しては、州外 (ニュージーランドを含む) からの QLD 入州に関する州政府 HP (英文のみ) をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

○X Pass を含む入州証 (Queensland Entry Pass) の申請・取得は、以下の州政府 HP (英文のみ) から可能です。

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

○7月23日付「州境規制」に関する州首席医務監指令第29号 (Border Restrictions Direction (No. 29))」

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions>

○州指定感染多発地域 (hotspot) の詳細に関する、7月23日付「州指定感染多発地域に関する州首席医務監指令 (Declared Hotspots Direction)」

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/declared-hotspots-direction>

○外出制限措置の終了したブリスベン等「影響下にある地域 (Impacted Areas)」に於けるマスクの使用義務等の規制措置に関する、7月23日付「影響下にある地域」における制限措置に関する州首席医務監指令第10号 (Restrictions for Impacted Areas Direction (No. 10))」

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/restrictions-impacted-areas>

3 感染接触注意喚起については日々更新され、濃厚接触 (close contacts)、偶発接触 (casual contacts)、低リスク接触 (low risk contacts) のいずれも対象場所、日時が更に大幅に増えていますので、以下の最新の感染接触注意喚起 (英文のみ) をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所 : Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話 : 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい (部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業 (但し、1社1冊) には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html)